

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける  
監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて  
( Q & A )

- ①兼務の条件 P.1～
- ②兼務の手続 P.6～
- ③入札参加要件 P.6～

①兼務の条件

(1) 特例監理技術者が兼務できる工事は何件までか

建設業法施行令第29条により、同時に2件まで。

(2) 監理技術者の資格を有する者を監理技術者補佐として配置してよいか

配置して構わない。

(3) 特例監理技術者、監理技術者補佐と現場代理人の兼務について

特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人の配置について、特例監理技術者と現場代理人の兼務はできませんが、監理技術者補佐と現場代理人の兼務は同一工事内でのみ可能です。

(配置の例)

【○】配置可能なパターン(1)：監理技術者補佐と現場代理人をそれぞれ配置

	工事①	工事②
特例監理技術者	Aさん	Aさん
監理技術者補佐	Bさん	Dさん
現場代理人	Cさん	Eさん

【○】配置可能なパターン(2)：監理技術者補佐と現場代理人を兼務

	工事①	工事②
特例監理技術者	Aさん	Aさん
監理技術者補佐	Bさん	Dさん
現場代理人	Bさん	Dさん

【 × 】 配置できないパターン：特例監理技術者と現場代理人の兼務

	工事①	工事②
特例監理技術者	Aさん ×	Aさん ×
監理技術者補佐	Bさん	Dさん
現場代理人	Aさん ×	Eさん

※現場代理人は 3,500 万円未満でのみ他工事の技術者と兼務が可能のため、特例監理技術者を配置するような規模の工事では、兼務できる場合が想定されない。

(4) 施工中の工事に配置されている監理技術者が、施工途中に特例監理技術者となり、他工事と兼務することは可能か

特例監理技術者配置の要件を満たす場合、可能。

ただし、新たに専任の監理技術者補佐の配置が必要。

(5) 特例監理技術者、監理技術者補佐は途中交代可能か

原則不可。

真にやむを得ない場合は、監理技術者の交代の要件を適用し可能。(監理技術者制度運用マニュアルによる)

(6) 兼務に伴い、施工中の工事の監理技術者を交代(解任)させることは可能か

兼務を理由とした交代は不可。

交代は真にやむを得ない場合にのみ可能。

(監理技術者の途中交代に当たると判断している。)

(7) 異なる発注者の工事でも兼務は可能か

特例監理技術者配置の要件を満たす場合、可能。

ただし、兼務する相手側の工事においても兼務の条件を満たしている必要があるので留意すること。なお、長崎県が発注する工事においては、兼務する相手側の工事に対して、承諾書の作成は求めないため、入札参加者または受注者の責において適切に兼務の手続を行うこと。

(8) 施工中の工事どうしの兼務は可能か

原則不可。

(真にやむを得ない理由で交代せざるを得ない場合は可能。)

例外については次項に示す。

(9) 施工中の本県工事と施工中の他発注機関（国市町など）工事の兼務において、本県工事の監理技術者の変更はないが、他発注機関工事の監理技術者を変更の上、兼務させることは可能か  
 この時、他発注機関において、監理技術者の変更を認めているものとする

この場合、長崎県発注工事においては兼務は可能とする。  
 （本県発注工事の監理技術者の変更は、真にやむを得ない場合しかできない。）

(10) いわゆる「真にやむを得ない場合」に、別の工事の監理技術者が兼務して引き継ぐことは可能か

特例監理技術者配置の要件を満たす場合、監理技術者の交代の要件を適用し可能。

(11) 特例監理技術者による兼務を途中で解除し、2つの工事に監理技術者をそれぞれ配置しなおすことは可能か

パターン1

	工事①	工事②
特例監理技術者	Aさん	Aさん
監理技術者補佐	Bさん	Dさん
現場代理人	Cさん	Eさん

➔

	工事①	工事②
監理技術者	Aさん	Dさん
監理技術者補佐	/	/
現場代理人	Cさん	Eさん

パターン2

	工事①	工事②
特例監理技術者	Aさん	Aさん
監理技術者補佐	Bさん	Dさん
現場代理人	Cさん	Eさん

➔

	工事①	工事②
監理技術者	Aさん	Fさん
監理技術者補佐	/	/
現場代理人	Cさん	Eさん

上記1、2とも不可。

真にやむを得ない場合は交代は可能であるが、技術者として現場に配置ができる者を途中で見直すことはできない。

(12) 兼務できない工事はあるか

下記の工事は監理技術者の兼務ができないものとする。

- ・ 県発注工事においては、県が定める配置要件を満たさない工事
- ・ 他発注者発注工事においては、その発注者が定める兼務の条件を満たさない工事

(13) 陸上工事と海上工事を兼務することは可能か

特例監理技術者配置の要件を満たす場合、可能。

(14) 海上工事どうしの兼務は可能か

特例監理技術者配置の要件を満たす場合、可能。

(15) 県境をまたいだ工事の兼務は可能か

特例監理技術者配置の要件を満たす場合、可能。

(16) 特例監理技術者の専任はいつからいつまでか

2つの工事において、監理技術者の専任期間の重複が開始する日から、どちらか一方の工事が完了する日まで。

兼務している2つの工事のうち、一方の工事が完了した日の翌日から、特例監理技術者はもう一方の稼働中の工事に監理技術者として専任することとなる。

その他は監理技術者の取り扱いに準じるものとする。

(17) 監理技術者補佐の専任はいつからいつまでか

特例監理技術者が配置される期間とする。

特例監理技術者の配置がなくなった日から、監理技術者補佐の配置はなくなるものとする。

その他は監理技術者の取り扱いに準じるものとする。

(18) 監理技術者と他工事の専任を要する主任技術者は兼務可能か

特例監理技術者配置の要件を満たす場合、可能。

ただし、各々の工事に監理技術者補佐を配置する必要がある。

(19) 「特別な理由で発注者が特例監理技術者の配置不可としたとき」とは

災害復旧工事等で二次被害の危険性がある工事や居住者のいる県営住宅の改修など、技術者の専任が強く求められる場合を想定している。

(20) 監理技術者補佐にも雇用3ヶ月以上の制限があるのか

「監理技術者制度運用マニュアル」二一四（３）により、雇用３ヶ月以上が必要。

（２１）「監理技術者制度運用マニュアル」三（２）に該当する随意契約を締結した場合、この契約金額も「兼務する工事の当初契約金額の合計が３億円以上」に算入するのか

「監理技術者制度運用マニュアル」三（２）抜粋

このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

上記に該当する随意契約は、「複数の工事を一の工事」とみなすため、当初契約金額の合計に算入する。

（２１） 監理技術者の職務とは

「監理技術者制度運用マニュアル」二一三の表に記載。

表：主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務

	元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請問の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請問の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

## ②兼務の手続

### (1) 兼務したい場合の手続は

「特例監理技術者配置 入札参加者・受注者の手続の流れ」資料を参照のこと。

### (2) 兼務している一方の工事が完成した場合、もう一方の工事の特例監理技術者の取り扱いは

監理技術者として引き続き専任となる。

### (3) 兼務している一方の工事が完成した場合、もう一方の工事の監理技術者補佐の取り扱いは

配置の必要がなくなることから、任を解くこととなる。

監理技術者補佐であった者は、担当技術者として自主的にコリンズに登録することができるが、担当技術者の期間は技術者の実績として認めない。

### (4) 兼務する一方の工事が完成した場合、もう一方の工事において、技術者の変更届けは提出が必要か

現場代理人等変更通知書を提出することとし、完了したもう一方の工事の工事完成確認通知書の写しを提出すること。(工事完成確認通知書の到着後、速やかに提出すること。)あわせて、コリンズの変更を行うこと。

### (5) 兼務する一方の工事が完成した場合、もう一方の工事において、コリンズの変更が必要か

必要。

## ③入札参加要件

### (1) 配置予定技術者に監理技術者補佐を記載するか

記載は求めない。

### (2) 監理技術者補佐として従事した工事の実績は認められるか

長崎県においては、監理技術者補佐の実績を評価しない。

(3) 入札において、既に他工事の監理技術者となっている者を配置予定技術者（以下、「兼務の配置予定技術者」という）として、参加することは可能か

可能。

ただし、監理技術者の兼務の条件を満たしていることが条件。

(4) 監理技術者の兼務について、承認はしてもらえるのか

建設業法や県の定める条件を満たし、適切に手続を行えば兼務が可能であるため、承認という行為はない。

(5) 「兼務の配置予定技術者」で申請する場合、先行する他工事の承諾をあらかじめ得る必要があるか

承諾を得たことの証明は必要ないが、後日兼務の条件が整わなかったことで技術者の配置が出来ない場合は、契約ができない可能性があるため、注意すること。

(6) 長崎県発注工事の入札に2つ同時に参加する場合、1人の配置予定技術者が兼務することを前提として申請することは可能か

可能。

ただし、監理技術者の兼務の条件を満たしていることが条件。

(可能な場合の例)

6月2日開札する工事①に申請する技術者：特例監理技術者A 監理技術者補佐B

6月4日開札する工事②に申請する技術者：特例監理技術者A 監理技術者補佐C

(7) 兼務する工事どうしの距離が直線距離で10km以内となっているが、どのように計測するのか

発注者が作成し縦覧図書に添付する位置図において、半径10kmの円の内部に位置する工事を兼務の対象とする。

施工箇所が点在する場合は、当初設計で最も設計金額の大きい工区で距離を計測するものとする。

(※専任の主任技術者の兼務条件(10km程度の近接)とは必ずしも取り扱いが一致しないので注意。)

(8) 複数の入札に同時に参加する場合、監理技術者補佐を重複して申請してよいか

重複しての申請は可能。

ただし、監理技術者どうしの兼務はできないので注意のこと。